

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ニホン ソウゴウ ジュウセイカツ カブシキ ガイシャ
日本総合住生活株式会社

住所 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地

代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤク イシワタリ ヒロカズ
代表取締役 石渡 廣一

電話番号 06-6969-1002

FAX番号 06-6969-2455

メールアドレス js70270@js-net.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

日本総合住生活株式会社

届 出 者 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地

代表取締役 石渡 廣一



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ニホンソウゴウジュウセイカツカブシキガイシャ オオサカシヤ 日本総合住生活株式会社 大阪支社		
住 所	〒536-0025 大阪府大阪市城東区森之宮1丁目6番111号		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒヨウトリシマリヤク イシワタリ ヒロカズ 代表取締役 石渡 廣一		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 廣兼 周一	代表取締役 石渡 廣一	

様式第2（水道法施工規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者	氏名又は名称	日本総合住生活株式会社
住 所		東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
代表者 氏名		代表取締役 石渡廣一



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
日本総合住生活株式会社

会社法人等番号	0100-01-033375	
商 号	<u>株式会社団地サービス</u>	
	日本総合住生活株式会社	平成 5年 4月 1日変更
本 店	<u>東京都千代田区神田駿河台一丁目6番地</u>	
	東京都千代田区神田錦町一丁目9番地	昭和 51年 7月 5日移転
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	平成 25年 6月 13日変更 平成 25年 6月 14日登記
会社成立の年月日	昭和 36年 6月 21日	
目的	<p>当会社は、団地等において、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 消防設備、電気設備、機械設備及び建物の外壁等の保守点検業務</p> <p>2 給水及び汚水処理施設の管理業務</p> <p>3 水漏れ、断水、停電等の緊急対応に関する業務</p> <p>4 警備業法による警備業務</p> <p>5 駐車場、貸倉庫、商業施設、少子・高齢者施設その他の居住者等の利便に供する施設の経営</p> <p>6 植栽、清掃及び住環境の安全点検業務</p> <p>7 住宅附属用品、生活関連用品その他の販売及び賃貸業務</p> <p>8 古物営業法による古物営業</p> <p>9 損害保険代理店業務、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理店業務及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>10 貨物運送取扱事業、委託公衆電話の経営又は受託、その他入居、退去、居住に関する業務</p> <p>11 高齢者等の生活支援等地域コミュニティ貢献に関する業務</p> <p>12 パン、菓子類、食料品、飲料の製造及び販売並びに喫茶、飲食店の経営に関する業務</p> <p>13 建物、建物に附帯する設備及び工作物の建設工事に関する設計、監理、施工、請負又は受託</p> <p>14 土木工事、造園工事及び舗装工事その他の建設工事に関する設計、監理、施工、請負又は受託並びに測量業務</p> <p>15 分譲住宅等の管理業務</p> <p>16 不動産の売買、賃貸借、鑑定及び斡旋に関する業務</p> <p>17 工業所有権、著作権、建物の補修・管理に関するノウハウ並びにコンピューターを利用した建物管理に関するソフトウェアの取得、使用、販</p>	

東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
日本総合住生活株式会社

	<p><u>売及び許諾</u></p> <p>1 8 集合住宅の維持管理や住環境に関する調査研究、工法・工具等の開発、技術開発に関する業務</p> <p>1 9 水質、大気、土壌等の環境測定業務及び水道法に基づく水道水質検査業務</p> <p>2 0 前各号に掲げる業務の調査、研究並びにコンサルタント業務</p> <p>2 1 その他前各号に掲げる事業及びこれらに附帯又は関連する事業</p>	平成27年 6月26日変更 平成27年 7月 3日登記
	<p>当会社は、団地等において、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 消防設備、電気設備、機械設備及び建物の外壁等の保守点検業務</p> <p>2 給水及び污水処理施設の管理業務</p> <p>3 水漏れ、断水、停電等の緊急対応に関する業務</p> <p>4 警備業法による警備業務</p> <p>5 駐車場、貸倉庫、商業施設、少子・高齢者施設その他の居住者等の利便に供する施設の経営</p> <p>6 植栽、清掃及び住環境の安全点検業務</p> <p>7 住宅附属用品、生活関連用品その他の販売及び賃貸業務</p> <p>8 古物営業法による古物営業</p> <p>9 損害保険代理店業務、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理店業務及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>1 0 貨物運送取扱事業、委託公衆電話の経営又は受託、その他入居、退去、居住に関する業務</p> <p>1 1 高齢者等の生活支援等地域コミュニティ貢献に関する業務</p> <p>1 2 パン、菓子類、食料品、飲料の製造及び販売並びに喫茶、飲食店の経営に関する業務</p> <p>1 3 建物、建物に附帯する設備及び工作物の建設工事に関する設計、監理、施工、請負又は受託</p> <p>1 4 土木工事、造園工事及び舗装工事その他の建設工事に関する設計、監理、施工、請負又は受託並びに測量業務</p> <p>1 5 分譲住宅等の管理業務</p> <p>1 6 不動産の売買、賃貸借、鑑定及び斡旋に関する業務</p> <p>1 7 工業所有権、著作権、建物の補修・管理に関するノウハウ並びにコンピューターを利用した建物管理に関するソフトウェアの取得、使用、販売及び許諾</p> <p>1 8 集合住宅の維持管理や住環境に関する調査研究、工法・工具等の開発、技術開発に関する業務</p> <p>1 9 水質、大気、土壌等の環境測定業務及び水道法に基づく水道水質検査業務</p> <p>2 0 前各号に掲げる業務の調査、研究並びにコンサルタント業務</p> <p>2 1 職業教育訓練に関する業務</p> <p>2 2 その他前各号に掲げる事業及びこれらに附帯又は関連する事業</p>	平成28年 6月24日変更 平成28年 7月 4日登記
発行可能株式総数	83万9400株	平成22年 6月25日変更 平成22年 7月 8日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 59万9400株	平成25年 6月13日変更 平成25年 6月14日登記

東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
日本総合住生活株式会社

株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
資本金の額	金300億円	平成18年6月27日変更 平成18年6月30日登記
役員に関する事項	<u>取締役</u> 岩崎 賢二 <u>(社外取締役)</u>	平成26年6月26日重任 平成26年7月4日登記
	<u>取締役</u> 岩崎 賢二 <u>(社外取締役)</u>	平成28年6月24日重任 平成28年7月4日登記
		平成30年6月26日退任 平成30年7月2日登記
	<u>取締役</u> 塩谷省治郎	平成26年6月26日重任 平成26年7月4日登記
	<u>取締役</u> 塩谷省治郎	平成28年6月24日重任 平成28年7月4日登記
		平成29年6月26日辞任 平成29年7月5日登記
	<u>取締役</u> 川村祐一	平成26年6月26日重任 平成26年7月4日登記
	<u>取締役</u> 川村祐一	平成28年6月24日重任 平成28年7月4日登記
		平成30年6月26日退任 平成30年7月2日登記

東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
日本総合住生活株式会社

	<u>取締役</u> 宮崎昌策	平成26年 6月26日重任
		平成26年 7月 4日登記
		平成28年 6月24日退任
		平成28年 7月 4日登記
	<u>取締役</u> 望月常弥	平成26年 6月26日重任
		平成26年 7月 4日登記
	<u>取締役</u> 望月常弥	平成28年 6月24日重任
		平成28年 7月 4日登記
	<u>取締役</u> 望月常弥	平成30年 6月26日重任
		平成30年 7月 2日登記
	<u>取締役</u> 横山和彦	平成26年 6月26日就任
		平成26年 7月 4日登記
	<u>取締役</u> 横山和彦	平成28年 6月24日重任
		平成28年 7月 4日登記
	<u>取締役</u> 横山和彦	平成30年 6月26日重任
		平成30年 7月 2日登記
	<u>取締役</u> 尾崎博	平成26年 6月26日就任
		平成26年 7月 4日登記
	<u>取締役</u> 尾崎博	平成28年 6月24日重任
		平成28年 7月 4日登記
		平成30年 6月26日退任
		平成30年 7月 2日登記

東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
日本総合住生活株式会社

<u>取締役</u>	<u>湊 建</u>	平成26年 6月26日就任
		平成26年 7月 4日登記
<u>取締役</u>	<u>湊 建</u>	平成28年 6月24日重任
		平成28年 7月 4日登記
<u>取締役</u>	<u>湊 建</u>	平成30年 6月26日重任
		平成30年 7月 2日登記
		令和 1年 6月26日辞任
		令和 1年 7月 5日登記
<u>取締役</u>	<u>尾 見 博 武</u>	平成26年 9月25日就任
		平成26年10月 3日登記
		平成28年 6月24日退任
		平成28年 7月 4日登記
<u>取締役</u>	<u>廣 兼 周 一</u>	平成26年 9月25日就任
		平成26年10月 3日登記
<u>取締役</u>	<u>廣 兼 周 一</u>	平成28年 6月24日重任
		平成28年 7月 4日登記
<u>取締役</u>	<u>廣 兼 周 一</u>	平成30年 6月26日重任
		平成30年 7月 2日登記
		令和 1年10月16日辞任
		令和 1年10月25日登記
<u>取締役</u>	<u>帆 刈 均</u>	平成26年 9月25日就任
		平成26年10月 3日登記
<u>取締役</u>	<u>帆 刈 均</u>	平成28年 6月24日重任
		平成28年 7月 4日登記
<u>取締役</u>	<u>帆 刈 均</u>	平成30年 6月26日重任
		平成30年 7月 2日登記

東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
日本総合住生活株式会社

	<u>取締役</u> <u>菱沼勝幸</u>	平成27年 6月26日就任
		平成27年 7月 3日登記
	<u>取締役</u> <u>菱沼勝幸</u>	平成28年 6月24日重任
		平成28年 7月 4日登記
		平成30年 6月26日退任
		平成30年 7月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>児嶋亮一</u>	平成27年 6月26日就任
		平成27年 7月 3日登記
	<u>取締役</u> <u>児嶋亮一</u>	平成28年 6月24日重任
		平成28年 7月 4日登記
		平成29年 6月26日辞任
		平成29年 7月 5日登記
	<u>取締役</u> <u>上田能之</u>	平成28年 6月24日就任
		平成28年 7月 4日登記
	<u>取締役</u> <u>上田能之</u>	平成30年 6月26日重任
		平成30年 7月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>本間一男</u>	平成29年 6月26日就任
		平成29年 7月 5日登記
	<u>取締役</u> <u>本間一男</u>	平成30年 6月26日重任
		平成30年 7月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>吉岡孝章</u>	平成29年 6月26日就任
		平成29年 7月 5日登記
	<u>取締役</u> <u>吉岡孝章</u>	平成30年 6月26日重任
		平成30年 7月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>中村直樹</u>	平成30年 6月26日就任
		平成30年 7月 2日登記

東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
日本総合住生活株式会社

	取締役 由利義宏	平成30年 6月26日就任 平成30年 7月 2日登記
	取締役 沖長重信	平成30年 6月26日就任 平成30年 7月 2日登記
		令和 1年 6月26日辞任 令和 1年 7月 5日登記
	取締役 土屋邦夫	平成30年 6月26日就任 平成30年 7月 2日登記
		令和 1年 6月26日辞任 令和 1年 7月 5日登記
	取締役 望月常寿	平成30年 6月26日就任 平成30年 7月 2日登記
	取締役 関修一	令和 1年 6月26日就任 令和 1年 7月 5日登記
	取締役 石渡廣一	令和 1年10月16日就任 令和 1年10月25日登記
	東京都新宿区白銀町6番1-915号 代表取締役 廣兼周一	平成26年 9月25日就任 平成26年10月 3日登記
	東京都新宿区白銀町6番1-915号 代表取締役 廣兼周一	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 4日登記
	東京都新宿区白銀町6番1-915号 代表取締役 廣兼周一	平成30年 6月26日重任 平成30年 7月 2日登記
		令和 1年10月16日辞任 令和 1年10月25日登記
	横浜市港北区大倉山五丁目9番8-314号 代表取締役 石渡廣一	令和 1年10月16日就任 令和 1年10月25日登記

東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
日本総合住生活株式会社

監査役	<u>遠 藤 哲 嗣</u>	平成27年 6月26日重任
(社外監査役)		平成27年 7月 3日登記
監査役	<u>遠 藤 哲 嗣</u>	令和 1年 6月26日重任
(社外監査役)		令和 1年 7月 5日登記
監査役	<u>清 野 稔</u>	平成27年 6月26日重任
		平成27年 7月 3日登記
		平成29年 6月26日辞任
		平成29年 7月 5日登記
監査役	<u>伊 藤 功</u>	平成27年 6月26日重任
(社外監査役)		平成27年 7月 3日登記
		平成28年 6月24日辞任
		平成28年 7月 4日登記
監査役	<u>奈 良 道 博</u>	平成27年 6月26日就任
(社外監査役)		平成27年 7月 3日登記
監査役	<u>奈 良 道 博</u>	令和 1年 6月26日重任
(社外監査役)		令和 1年 7月 5日登記
監査役	<u>吉 田 滋</u>	平成28年 6月24日就任
		平成28年 7月 4日登記
		平成29年 9月28日辞任
		平成29年 9月29日登記
監査役	<u>諫 早 英 一</u>	平成29年 6月26日就任
		平成29年 7月 5日登記
		平成30年 6月26日辞任
		平成30年 7月 2日登記

東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
日本総合住生活株式会社

	<u>監査役</u> 田 島 満 信	平成29年 9月28日就任 平成29年 9月29日登記 令和1年 6月26日退任 令和1年 7月 5日登記
	<u>監査役</u> 最 所 潜	平成30年 6月26日就任 平成30年 7月 2日登記
	監査役 最 所 潜	令和1年 6月26日重任 令和1年 7月 5日登記
	監査役 谷 口 実	令和1年 6月26日就任 令和1年 7月 5日登記
	<u>会計監査人</u> 協 栄 監 査 法 人	平成27年 6月26日重任 平成27年 7月 3日登記
	<u>会計監査人</u> 協 栄 監 査 法 人	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 4日登記
	<u>会計監査人</u> 協 栄 監 査 法 人	平成29年 6月26日重任 平成29年 7月 5日登記 平成30年 6月26日退任 平成30年 7月 2日登記
	<u>会計監査人</u> 八 重 洲 監 査 法 人	平成30年 6月26日就任 平成30年 7月 2日登記
	会計監査人 八 重 洲 監 査 法 人	令和1年 6月26日重任 令和1年 7月 5日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低	

東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
日本総合住生活株式会社

	責任限度額とする。 平成27年 6月26日変更	平成27年 7月 3日登記
支 店	1 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番111号 2 愛知県名古屋市中区正木三丁目5番30号 3 福岡県福岡市城南区金山団地26番4号 8 東京都大田区蒲田五丁目37番1号 9 <u>東京都千代田区神田錦町一丁目9番地</u> 東京都文京区湯島二丁目2番2号	平成27年 5月 7日移転 平成27年 5月 7日登記 平成17年 5月30日移転 平成17年 6月13日登記 平成19年 6月11日移転 平成19年 6月12日登記 平成24年 5月 1日移転 平成24年 5月 2日登記 平成24年 5月 1日移転 平成24年 5月 2日登記 令和 1年 5月 7日移転 令和 1年 5月 7日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年 6月30日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 6月30日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成11年 5月20日移記

東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
日本総合住生活株式会社

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和元年10月31日
東京法務局
登記官

羽石研造



整理番号 ア309134

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

11 / 11

定 款

平成 28 年 6 月

日本総合住生活株式会社

日本総合住生活株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、日本総合住生活株式会社と称する。

(目的)

第2条 当会社は、団地等において、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 消防設備、電気設備、機械設備及び建物の外壁等の保守点検業務
- 2 給水及び汚水処理施設の管理業務
- 3 水漏れ、断水、停電等の緊急対応に関する業務
- 4 警備業法による警備業務
- 5 駐車場、貸倉庫、商業施設、少子・高齢者施設その他の居住者等の利便に供する施設の経営
- 6 植栽、清掃及び住環境の安全点検業務
- 7 住宅附属用品、生活関連用品その他の販売及び賃貸業務
- 8 古物営業法による古物営業
- 9 損害保険代理店業務、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理店業務及び生命保険の募集に関する業務
- 10 貨物運送取扱事業、委託公衆電話の経営又は受託、その他入居、退去、居住に関する業務
- 11 高齢者等の生活支援等地域コミュニティ貢献に関する業務
- 12 パン、菓子類、食料品、飲料の製造及び販売並びに喫茶、飲食店の経営に関する業務
- 13 建物、建物に附帯する設備及び工作物の建設工事に関する設計、監理、施工、請負又は受託
- 14 土木工事、造園工事及び舗装工事その他の建設工事に関する設計、監理、施工、請負又は受託並びに測量業務
- 15 分譲住宅等の管理業務
- 16 不動産の売買、賃貸借、鑑定及び斡旋に関する業務
- 17 工業所有権、著作権、建物の補修・管理に関するノウハウ並びにコンピューターを利用した建物管理に関するソフトウェアの取得、使用、販売及び許諾
- 18 集合住宅の維持管理や住環境に関する調査研究、工法・工具等の開発、技術開発に関する業務
- 19 水質、大気、土壌等の環境測定業務及び水道法に基づく水道水質検査業務
- 20 前各号に掲げる業務の調査、研究並びにコンサルタント業務
- 21 職業教育訓練に関する業務
- 22 その他前各号に掲げる事業及びこれらに附帯又は関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、839,400株とする。

(株券の発行及び種類)

第6条 当会社の株式については、株券を発行する。

2 当会社の発行する株券は、1株券、10株券、100株券及び1,000株券の4種とする。

(名義書換)

第7条 当会社の株式の取得により名義書換を請求するときは、当会社で定める書式による請求書に取得者が記名押印し、株券を添えて提出しなければならない。ただし、譲渡以外の事由により取得したときは、その事由を証する書面を添付しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第8条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第9条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の株券喪失登録簿への申請手続により行う。

(手数料)

第10条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。
(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項の場合のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要がある場合は、取締役会の決議によって基準日を定めることができる。この場合には、その基準日を2週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは変更された事項を届け出なければならない。

(提出書類に使用すべき印鑑等)

第13条 当会社に提出する書類には、前条の規定により届出をした印鑑を用いなければならぬ。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に隨時これを招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代り、他の取締役の全員に事故があるときは、出席株主中から選任された者がこれに代る。

(決議)

第16条 株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。ただし、法令の定めによるべき場合は、この限りでない。

(代理人による議決権の行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、13名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

第22条 取締役会は、取締役会規程の定めるところにより社長がこれを招集するものとし、その通知は各取締役及び各監査役に対して会日の4日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 前項に規定する取締役会の招集について、社長に事故があるときは第15条に定める順序により他の取締役がこれを行う。

- 3 取締役会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは前項に定める順序により他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、当該決議事項について監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(代表取締役、役付取締役及び相談役)

第24条 当会社には、社長を置く。

- 2 当会社には、会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を置くことができる。
3 会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役会の決議により取締役の中から選定する。
4 社長は、当会社を代表する。
5 社長のほか、取締役会の決議により当会社を代表する取締役を選定することができる。

6 必要がある場合は、取締役会の決議により相談役を置くことができる。

(取締役の責任の一部免除)

第25条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（本条項発効後に退任した取締役を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第26条 当会社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任)

第28条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。この場合において、常勤の監査役の中から常任監査役1名を選定することができる。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会は、監査役会規程によりあらかじめ定めた監査役がこれを招集する。ただし、必要があるときは、他の監査役も招集することができる。

2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の4日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

3 監査役会の議長は、招集した監査役がこれに当たる。

(監査役の責任の一部免除)

第32条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（本条項発効後に退任した監査役を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第33条 当会社に会計監査人を置く。

2 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人との責任限定契約)

第35条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分)

第37条 当会社の剰余金は、法令に別段の定めのあるもののほか株主総会の決議をもってこれを処分する。

(剰余金の配当)

第38条 剰余金の配当は、毎事業年度末における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に配当する。

2 株主配当金は、支払確定の日から3年を経過したときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

3 未払配当金については、利息をつけない。

第8章 附則

(設立に際して発行する株式)

第39条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、6万株とし、すべて額面株式とする。発行価格は1株金500円とする。

(最初の営業年度)

第40条 当会社の第1期の営業年度は、当会社成立の日から昭和37年3月末日までとする。

(最初の取締役の任期)

第41条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、その就任後第1回目の定時株主総会の終結に至るまでとする。

(発起人の氏名及び住所)

第42条 発起人の氏名及び住所は、左のとおりである。

東京都千代田区九段1丁目14番地

日本住宅公団

東京都千代田区丸の内2丁目16番地

明治生命保険相互会社

東京都千代田区有楽町1丁目7番地

大正生命保険株式会社
東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番地 1
東京海上火災保険株式会社
東京都千代田区大手町 1 丁目 6 番地 6
安田火災海上保険株式会社
東京都千代田区有楽町 1 丁目 12 番地
株式会社三井銀行
東京都千代田区丸の内 1 丁目 8 番地 1
株式会社日本興業銀行

(商号変更の実施期日)

第43条 第31回定時株主総会の決議による第1条の変更は、平成5年4月1日から実施する。

(参考)

昭和36年 6月21日 決定
昭和36年 9月14日 第2条改正
昭和37年 5月22日 第2条及び第3条改正
昭和37年12月11日 第3条改正
昭和38年 5月24日 第5条改正
昭和39年 5月29日 第2条、第3条及び第26条改正
昭和39年 9月16日 第3条、第19条、第22条及び第24条改正
昭和41年 5月27日 第5条、第7条、第21条第1項及び第23条第2項改正
昭和42年 5月26日 第3条及び第8条改正並びに第12条の2追加
昭和47年 5月26日 第2条改正
昭和47年 8月21日 第3条改正
昭和50年 5月30日 第15条、第20条、第21条及び第22条第1項改正
昭和53年 6月27日 第23条の見出し改正及び同条に第4項追加
昭和57年 6月28日 第2条改正、第12条の2を第13条にし、第13条以下1条ずつ
くり下げる、第26条新設及び第25条以下2条ずつくり下げる
昭和60年 6月27日 第2条、第23条、第24条及び第25条改正
昭和61年 6月27日 第2条及び第24条改正
昭和61年 7月 1日 第2条改正
昭和63年 6月29日 第2条改正
平成 3年 6月26日 第2条改正
平成 4年 6月29日 第1条、第7条（見出しを含む）、第26条（見出しを含む）及び第
28条改正並びに第34条新設
平成 5年 4月 1日 第1条改正の実施
平成 5年 6月28日 第2条改正
平成 6年 6月28日 第4章の章名、第20条、第21条第1項及び第22条第1項改正
並びに第27条新設及び第27条以下1条ずつくり下げる
平成 7年 6月28日 第2条改正
平成12年 6月28日 第2条改正
平成15年 6月26日 第5条、第21条第1項及び第22条第1項改正並びに第6条削除
平成16年 6月28日 第17条、第20条、第23条及び第24条改正並びに第25条削

除

- 平成17年 6月27日 第5条及び第12条改正並びに第6条、第13条及び第25条を削り、第7条以下1条ずつ、第14条以下2条ずつ及び第26条以下3条ずつくり上げ
- 平成18年 6月26日 第4章の章名、第4条、第5条（見出しを含む）、第6条（見出しを含む）、第7条、第9条第2項、第11条、第15条、第16条、第17条、第19条第1項、第20条第1項、第21条、第22条第3項、第5項及び第6項、第23条（見出しを含む）、第24条、第25条（見出しを含む）、第26条（見出しを含む）及び第27条第1項（見出しを含む）改正、第22条、第26条及び第27条新設並びに第22条以下1条ずつ、第25条以下3条ずつくり下げ
- 平成19年 6月25日 第4章の章名改正、第5章及び第6章新設、第5章以下2章ずつくり下げ、第2条、第5条、第8条、第11条第2項、第12条第1項、第17条第2項、第18条、第19条第1項、第20条、第21条、第24条及び第30条第1項改正、第18条、第25条、第26条、第27条、第28条及び第29条新設並びに第18条から第23条まで1条ずつ、第24条から第25条まで6条ずつ、第26条から第27条まで7条ずつ及び第28条以下8条ずつくり下げ
- 平成20年 6月27日 第2条及び第5条改正
- 平成21年 6月26日 第5条改正
- 平成22年 6月25日 第5条改正
- 平成25年 4月26日 第4条及び第5条（見出しを含む）改正、第5条の2（見出しを含む）、第5条の3（見出しを含む）及び第14条の2（見出しを含む）を追加
- 平成25年 6月13日 第4条及び第5条（見出しを含む）改正、第5条の2、第5条の3及び第14条の2を削除
- 平成26年 9月25日 第19条改正
- 平成27年 6月26日 第2条第11号、第25条第2項及び第32条第2項改正並びに第2条第12号追加し、第12号以下1号ずつ繰り下げ
- 平成28年 6月24日 第2条第21号追加し、第21号を1号繰り下げ

原本と相違ないことを証明する。
令和 1 年 11 月 5 日

東京都千代田区神田錦町1丁目9番地

日本総合住生活株式会社

代表取締役
社長 石渡廣一

